

4 ご契約後にご注意いただきたいこと

1 解約される時



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●解約と解約返れい金について

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

●自動車に関する補償におけるご契約の中断制度について

ご契約を一旦中断したうえで*1、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級)を適用できる制度があります(中断後のご契約に7等級が適用される場合、中断前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。)。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

*1 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限りです。

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害定額(ケガに関する補償)または所得補償(収入減に関する補償)においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2 事故が起きたとき

- 1 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- 2 自動車に関する補償の対人・対物賠償責任や個人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください(弊社による示談交渉サービスをご利用の場合も同様です。)
- 3 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
 - ・建物登記簿謄本、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方(保険の対象となる方)、
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・自動車検査証等のお車の詳細を確認するための書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 4 補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の代理人がいな場合は、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 5 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 6 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、「6 お支払いする保険金の概要一覧」(P.39~44)をご確認ください。
- 7 損害が生じたことにより補償を受けられる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 8 住まいの補償において保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合*1、その補償は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しない限り、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません。
*1 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払いに関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。
- 9 自動車に関する補償において、弊社が、全損として車両保険金をお支払いした場合、弊社はご契約のお車について補償を受けられる方が持っている所有権その他の物権を取得することがあります。
- 10 自動車に関する補償において、弊社は、以下の場合に対人賠償保険金・対物賠償保険金をお支払いします。
 1. 補償を受けられる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が補償を受けられる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 補償を受けられる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
 4. 補償を受けられる方が相手方に賠償金をお支払いする前に、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
- 11 自動車に関する補償において、人身傷害保険で補償を受けられる方が死亡された場合、補償を受けられる方の法定相続人および父母・配偶者または子が保険金請求権者となります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

3 保険会社破綻時の取扱い等



引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
住まいの補償、自動車に関する補償、携行品・賠償・費用に関する補償、からだに関する補償(傷害定額)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
からだに関する補償(所得補償)	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。また、保険期間5年超の長期契約の場合、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ることがあります。

※地震保険の場合…地震保険については、破綻した場合においてもその全額が補償されることとなります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約時に
ご確認いただきたいこと

ご契約後に
ご注意いただきたいこと

5 その他ご注意いただきたいこと

1 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて(地震約款第14条(2)→約款P.314、P.315)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者(補償を受けられる方)・保険金額が同額以下の更新契約は除きます。)のでご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成22年4月1日現在)



都 県	市町村
東 京	＜ 村 ＞ 新島、神津島、三宅
神奈川	＜ 市 ＞ 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 ＜町村＞ 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	＜ 市 ＞ 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 ＜町村＞ 西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡＝昭和；南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	＜ 市 ＞ 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 ＜町村＞ 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	＜ 市 ＞ 中津川
静 岡	全域
愛 知	＜ 市 ＞ 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま ＜町村＞ 愛知郡＝東郷、長久手；海部郡＝大治、蟹江、飛島；知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；幡豆郡＝一色、吉良、幡豆；額田郡＝幸田；北設楽郡＝設楽、東栄
三 重	＜ 市 ＞ 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 ＜町村＞ 桑名郡＝木曽岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成22年4月1日付け告示(内閣府告示第16号)に基づくものです。なお、市町村名は平成22年4月1日現在で表記しています。

2 新総合保険の住まいに関する補償の保険期間の途中で地震保険のご加入をご希望される場合

新総合保険の住まいに関する補償のご契約時に地震保険にご加入されなかった場合でも、新総合保険の住まいに関する補償の保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険にご加入いただくことができます。（ただし、前記１「警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて」の場合を除きます。）ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

6 お支払いする保険金の概要一覧

ご契約いただく補償・特約について、それぞれ以下のとおり保険金をお支払いします。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

住まいに関する補償

	お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金および条件の概要
住まいの補償条項	損害保険金	a.火災	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		b.風災	「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		c.水災	「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		d.盗難・水濡れ等	「盗難（保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損）」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		e.破損等	「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
	残存物取片付け費用保険金		損害が生じた「保険の対象」の残存物の取片付けに必要な費用をお支払いできる場合があります。
	修理付帯費用保険金		保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「損害範囲確定費用」「試運転費用」「仮修理費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」をお支払いできる場合があります。
	損害拡大防止費用保険金		「a.火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用（消化薬剤のつめかえ費用等）をお支払いできる場合があります。
	請求権の保全・行使手続費用保険金		他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いできる場合があります。
	失火見舞費用保険金		建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いできる場合があります。
家財補償特約	損害保険金	水道管凍結修理費用保険金	保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いできる場合があります。
		地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いできる場合があります。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害） または家財が全焼（80%以上の損害）
設備什器補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	家財に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して、保険金をお支払いします。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して、保険金をお支払いします。
商品製品補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	業務用設備・什器等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して、保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限りします。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して、保険金をお支払いします。
住まいの選べるアシスト特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～c.	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故 ^{※1} による損害に対して保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限りします。
臨時費用補償特約	臨時費用保険金	火災・盗難時再発防止費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する「a.火災」または「盗難」による事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に、事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用をお支払いします。
臨時費用保険金の火災のみ補償特約	臨時費用保険金	臨時費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する事故 ^{※2} によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

	お支払いする 保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
臨時費用保険金の 火災・風災のみ 補償特約	臨時費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する「a.火災」「b.風災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の 火災・風災・盗難・ 水濡れ等補償特約	臨時費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する「a.火災」「b.風災」「d.盗難・水濡れ等」*3の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。
類焼損害補償特約	損害保険金	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします（法律上の損害賠償責任の有無は問いません。）。
建物付属機械設備等 電氣的・機械的事故 補償特約	損害保険金	建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水設備等）が、電氣的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
商品製品の盗難・ 水濡れ等補償特約	損害保険金	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「d.盗難・水濡れ等」の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。 ※商品・製品等のうち通貨等・預貯金証書については、保険の対象ではないため保険金のお支払いの対象となりません。
商品製品の破損等 補償特約	損害保険金	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「e.破損等」の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。
地震危険等上乗せ 補償特約	地震危険等上乗せ 保険金	地震保険より保険金が支払われる場合に上乗せしてお支払いします。
地震火災費用保険金 増額特約	地震火災費用保険金	住まいの補償条項で規定する地震火災費用保険金の金額を増額してお支払いします。
全損時の保険金 支払いに関する 特約	損害保険金	保険の対象である「建物」に対して損害保険金が支払われる場合で、かつ「建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。
地震保険	保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

*1 「d.盗難・水濡れ等」および「e.破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約することによって補償の対象となります。

*2 保険の対象が、「家財」、「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」である場合には、「e.破損等」の事故に対しては保険金をお支払いしません。また、通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しても保険金をお支払いしません。

*3 通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しては保険金をお支払いしません。

自動車に関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
賠償に関する補償	対人賠償責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		対人臨時費用保険金	対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物賠償責任保険	対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物超過修理費特約	対物超過修理費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
ご自身の補償	法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。
	人身傷害保険	人身傷害保険金	補償を受けられる方が自動車事故によりケガ・死亡された場合や、後遺障害を被られた場合に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
	傷害一時金保険	傷害一時金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上となったときに、保険金をお支払いします（5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。）。
	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。
		転院移送費用保険金	人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要があるときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします（事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。）。
お車の補償	車両保険	車両保険金	事故によりご契約のお車に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。
	車両全損時諸費用補償特約	全損時諸費用保険金	ご契約のお車が全損となった場合に、保険金をお支払いします。
	車両新価保険特約	車両保険金（新価払）	新たに購入したご契約のお車が事故（盗難され発見されない場合を除きます。）により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車再購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できないとき ②ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となるとき ③ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき
		再取得時諸費用保険金	新車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。
	駐車中の当て逃げ被害補償特約	車両保険金	ご契約のお車が駐車中に相手方の自動車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）と衝突・接触した場合で相手方の自動車が確認できない場合や、他物との衝突・接触、転覆または墜落した場合に、保険金をお支払いします。
	おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時諸費用保険金	事故または故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。
	車両搬送費用補償特約	車両搬送費用保険金	事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に必要となる車両搬送サービスを受けたことで生じた車両搬送費用に対して、保険金をお支払いします。

		お支払いする 保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
その他の補償	- 他車運転危険補償特約 - 他車運転危険補償特約 (二輪・原付)	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 等	記名被保険者やそのご家族等が借りたお車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・傷害一時金保険等（それぞれ、適用される他の特約を含みます。）でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします（他車運転危険補償特約（二輪・原付）をご契約の場合は、「借りたお車」を「借りた自家用二輪自動車・原動機付自転車」と読み替えます。）。また、他車運転危険補償特約をご契約の場合で対物賠償責任保険と車両保険をご契約のときには、借りたお車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。
	- 搭乗者傷害特約 (一時金払) - 搭乗者傷害特約 (日数払)	死亡保険金	死亡された場合に、保険金をお支払いします。
		後遺障害保険金	後遺障害を被られた場合に、その後遺障害の程度に応じて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害特別保険金	弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
		傷害保険金	<搭乗者傷害特約（一時金払）>通算5日以上の入通院をされた場合に、ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金をお支払いします。 <搭乗者傷害特約（日数払）>医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、保険金をお支払いします（治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。通院の場合、治療日数は90日を限度とします。）。
	自損事故傷害特約	死亡保険金 後遺障害保険金 傷害保険金	補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。
		介護費用保険金	補償を受けられる方が自損事故により、弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合にお支払いします。
	無保険車事故傷害特約	無保険車傷害保険金	補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
	レンタカー費用補償特約	レンタカー費用保険金	ご契約のお車の事故や故障 ^{*1} により必要となった、レンタカーを使用する場合の費用に対して、1日について保険金日額を限度に保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日以内に使用されたレンタカーの費用がお支払いの対象となります。
	車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
	ファミリーバイク特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 (または自損事故傷害特約の死亡保険金 等) 等	原動機付自転車 ^{*2} を使用中の事故等により、記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車 ^{*2} に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損事故）による損害について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険（または自損事故傷害特約）・傷害一時金保険・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。

※自動車に関する補償において、対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約が自動セットされます。

*1 故障の場合は、ご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送されたときに限ります。

*2 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

携行品・賠償・費用に関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
携行品に関する補償	携行品特約	保険金	日本国内または国外において住宅から一時的に持ち出されたまたは住宅外において携行中もしくは住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間に所有する家財に生じた偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
賠償責任に関する補償	個人賠償責任補償特約	損害賠償金	日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	受託品賠償責任補償特約	損害賠償金	補償を受けられる方が管理する受託品の、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間の損壊・盗取により、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	借家人賠償責任補償特約	借家人賠償責任保険金	日本国内において火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れのいずれかの偶然な事故に起因して借戸室を損壊することにより、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。
		借家人修理費用保険金	日本国内において火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹災・雪災、盗難、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ、建物外部からの物体の衝突、騒擾または労働争議等のいずれかの偶然な事故により、借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。
		その他	請求権の保全、行使手続費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
費用に関する補償	弁護士費用等補償特約（日常生活）	弁護士費用保険金等	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、保険金をお支払いします。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。
	救援者費用等補償特約	救援者費用保険金等	日本国内または国外において、補償を受けられる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により補償の対象となる方の生死が確認できない場合もしくは緊急の捜索・救助活動が必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合等に、親族が負担した捜索救助費用等を保険金としてお支払いします。
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

からだに関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
傷害 定額 (ケガに 関する 補償)	傷害定額 条項	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を引いた額をお支払いします。）。
		後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%に相当する額をお支払いします（ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。
		入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の期間の入院に限りします。）。
		手術保険金	上記の入院保険金が出支払われる場合において、その治療のため、所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額をお支払いします（ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の期間の手術1回に限りします。）。
		通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の通院に限り、1事故について90日を限度とします。）。
		一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通算5日以上の入通院（往診を含みます。）をされた場合に、入通院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍）をお支払いします。また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金（1万円）をお支払いします。
所得補償 (収入減 に関する 補償)	特定感染症 危険補償 特約	後遺障害保険金・ 入院保険金・ 通院保険金	保険期間の初日からその日を含めて10日を経過した後*2に特定感染症を発病した場合に、傷害定額条項(後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金)の規定に従い、保険金をお支払いします。
	所得補償 条項	所得補償保険金	ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数*3を超えた場合に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数を引いた日数を乗じた金額をお支払いします（ただし、同一のケガや病気による就業不能について、てん補日数*4分の保険金額を限度とします。）。

*1 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2 継続契約においては、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合もお支払いします。

*3 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

*4 同一のケガや病気による就業不能に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、地震保険
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用補償特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険（車対車+A）	車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）および車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険
限定A	車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険
車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時の諸費用補償特約
駐車中の当て逃げ被害補償特約	衝突・接触に関する追加補償特約
家族限定特約	運転者家族限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
TAP	一般自動車保険
ドライバー保険	自動車運転者保険
弁護士費用特約	弁護士費用等補償特約（自動車）

Ⅱ. ご契約の手引き

(ご契約後にご留意いただきたいこと)

保険金のお受取りまでの流れ等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 補償の更新について

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその補償を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその補償を更新しない旨の通知がない限り、各補償は所定の制度に基づき満期日に自動的に更新されます。

なお、満期日の2か月前をめどに、封書にて更新のご案内をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。

*1 保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合（ご契約を更新しない場合等）、満期日までに弊社所定の書面によりご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり、下記の適用はありません（「超保険 自動更新停止のお知らせ」をお送りします。）。

※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険継続証を発行します（保険証券は発行しません。）。

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、補償の更新を制限させていただく場合があります。

○保険金請求状況によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

○「からだに関する補償（傷害定額および所得補償）」の更新には年齢制限があります。

からだに関する補償（傷害定額および所得補償）の満期日の翌日における保険の対象となる方の年齢が右記の年齢を超えときは、補償の更新のお取扱いを行いません。また、右記の年齢を超えない場合であっても、年齢により引受条件を制限させていただくことがあります。

傷害定額（ケガに関する補償）	所得補償（収入減に関する補償）
90歳	70歳

○補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の保険料について

保険料は、更新日現在の補償ごとに保険の対象の価額の変動、無事故実績、年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●更新後契約の告知について

- (1)ご契約の保険証券等に記載された告知義務に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときまたは普通保険約款や特約の規定により弊社に通知すべき事項が発生したときは、ご契約者または保険の対象となる方は、そのことを保険期間の末日までに書面等にて弊社に告げなければなりません。
- (2)ご契約者または保険の対象となる方が上記(1)の告知を行わなかった場合には、契約者本人または保険の対象となる方がご契約の告知と同一内容を更新後の契約について改めて告知したものとみなして更新します。

●更新後契約における事故発生時の取扱い

保険契約の更新に関する特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料*2が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。

- (1)保険継続証に初回保険料*2の払込期日の記載があること。
- (2)事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。
- (3)事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること（更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。）。

*2 一時払保険料を含みます。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 自動車事故の場合

1. 事故現場での対応

事故現場での対応



事故発生



ケガ人を救護



事故車を安全な場所へ



警察へ連絡する



相手方を確認する



事故状況と目撃者を確認する

注意



その場では示談しない



東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する



事故車をディーラー・整備工場へ

【ケガ人を救護】

救急車 119番 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで？…現場の住所は
 - どんな事故？…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は？…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察へ連絡する】

警察 110番 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで？…現場の住所は
 - どんな事故？…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は？…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

警察署への事故届けを忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただく必要があります。弊社にてお客様に代わって交通事故証明書の取付を行う「交通事故証明書取付サービス」があります。

なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届け出を行ってください。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出をしていただくようお願いいたします。

【その場では示談しない】

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方で自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する】

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）

0120-110-894

受付時間：24時間365日

事故が発生した場合には、事故の状況について、直ちにご契約の代理店または弊社（上記フリーダイヤル）にご連絡ください。

※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

お電話のほかインターネット（弊社ホームページをご参照）からのご連絡も受け付けております。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からのご連絡も受け付けております。

ご連絡いただく事故の状況

いつ…事故発生の年月日、時刻

どこで…事故発生の場所（町名、番地、道路名、目標物等）

だれが・なにを…相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合はその住所および氏名等

どうして…事故の原因・形態（スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等）

どうなった…届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名（電話番号）、自転車・相手の損傷箇所、損傷の程度、修理先（ディーラー名、整備工場名、電話番号）、損害賠償の請求を受けた場合はその内容

【事故車をディーラー・整備工場へ】

修理に着手される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品（バンパー等）の損傷が補修可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります（樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。）。

＜ご注意ください＞

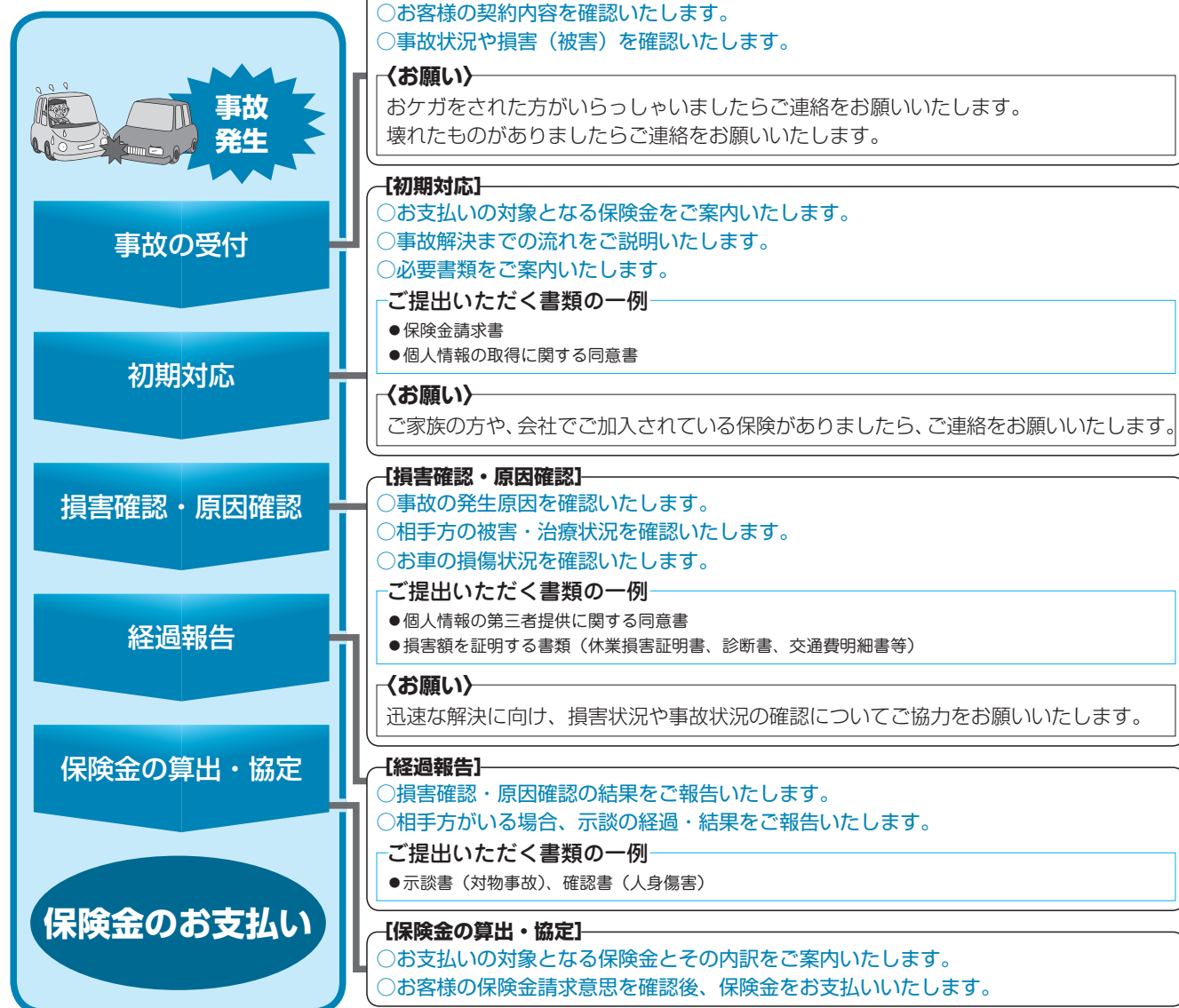
＜等級プロテクト特約（一般用）の車両事故通知＞

車両保険、車内携行品補償特約、他車運転危険補償特約の車両損害に係る保険事故については、事故の発生の日の翌日から7日以内に事故のご連絡がないときは、原則として等級すえおき事故としての取扱いができません。

＜損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合＞

必ず弊社にご連絡のうえご相談ください。ご連絡がないと保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

2.事故発生から解決までの流れ



※事案により順番等が異なることもあります。

〈自動車事故・自動車事故以外共通〉賠償事故におけるご注意

次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。

- 保険金をお支払いすることのできない事故（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 補償を受けられる方が弊社の解決条件に同意されない場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 損害賠償額が明らかに自賠償保険等の支払金額内でおさまる事故（対人賠償）
- 損害賠償額が明らかに賠償責任保険の免責金額（自己負担額）内でおさまる事故（対物・受託品賠償）
- 損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故（対人・対物*・個人・受託品・借家人賠償）
- ご契約のお車に自賠償保険等のご契約がない場合（対人賠償）
- 補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 弊社が示談交渉を行うことについて相手方の同意が得られない場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 国外での賠償事故（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）

※国外での対人・対物賠償事故は補償の対象外です。

* 航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故等で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、保険金額にかかわらず、損害賠償額が明らかに30億円を超える事故、とします。

示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。なお、対物賠償事故の場合には（社）日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたることがあります。

対人・対物・個人・受託品・借家人賠償事故で、弊社が補償を受けられる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

2 自動車事故以外の場合

1. 罹災後の対応（主なもの）

火災

- 消防署へ連絡・出火届出→（※1）
- 消防署の現場調査・事情聴取への協力
- 消防署へ罹災申告書類の提出・罹災証明書の取付
- 近隣へのお詫び・お見舞いへの対応

盗難

- 警察へ連絡・盗難届出→（※1）

破損

- 破損物の保管

ケガ等

- ケガ人等の治療

事故共通

- 損害拡大の防止
- 現場の保存
- ご契約の代理店または弊社に連絡→（※2）
- 修理着工の事前承認
- 損害確認・原因確認への協力
- 後片付け
- 電力会社、電話会社、ガス会社、水道局へ連絡
- 修理、再築の手配
- ケガ人等の救護

（※1）公的機関にご連絡ください

【消防署へ連絡】

消防・救急 119番

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

※たとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

- どこで？
- どんな事故？
- ケガ人の状況は？

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 110番

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況などを伝え、盗難の届出を行ってください。

- いつ？
- どこで？
- なにを？
- どのような状況か？

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

（※2）東京海上日動にご連絡ください

【ご契約の代理店または弊社に連絡】

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番（事故受付センター）

0120-110-894

受付時間：24時間365日

お電話のほかインターネット（東京海上日動ホームページご参照）からのご連絡も受け付けております。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からのご連絡も受け付けております。

事故が起こった場合の
連絡方法や留意点

2. 事故発生から解決までの流れ



【必要書類の提出】

○ 保険金請求書やその他必要となる書類をご提出いただきます。ご請求に関するご照会・必要書類のご送付は弊社窓口までお願いいたします。

ご提出いただく書類の一例

- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉

ご家族の方や、会社でご加入されている保険がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

【内容の確認】

○ ご提出いただきました書類について、内容確認いたします。不明な点等につきましてはお伺いさせていただくことがございますので、ご了承ください。

ご提出いただく書類の一例

- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 損害額を証明する書類（休業損害証明書、診断書、交通費明細書等）

〈お願い〉

迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

【内容の確定】

- お支払いの対象となる保険金とその内訳をご案内いたします。
- お客様の保険金請求意思をご確認後、保険金をお支払いいたします。

※事案により順番等が異なることもあります。

所得補償（収入減に関する補償）におけるご注意

所得補償（収入減に関する補償）の保険の対象となる方が就業不能となった場合は、契約者本人、保険の対象となる方または保険金受取人は就業不能となったその日を含めて30日以内に、ケガ等の内容および程度等の詳細をご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

3 自動車事故のご相談またはご意見の受付

自動車に関する補償および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不満な点がある場合には、弊社のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

(1) 自動車保険請求相談センター

(社) 日本損害保険協会が全国48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続き等について、ご説明、ご相談を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1	011(290)1881
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922
仙台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022(223)9222
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589
郡山	郡山市駅前2-10-15	024(933)4850
新潟	新潟市中央区本町通七番町1082	025(228)8233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216
東京	千代田区神田淡路町2-9	03(3255)1377
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211
静岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054(252)3334
名古屋	名古屋市中区栄4-5-3	052(263)7875
岐阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513
四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294
金沢	金沢市南町5-16	076(232)0214
福井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282
大津	大津市中央3-1-8	077(525)3954
京都	京都市中京区烏丸通四条上ル笋町688	075(211)9601
大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
鳥取	鳥取市今町1-103	0857(24)4233
松江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
岡山	岡山市北区幸町8-22	086(232)7020
広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
山口	山口市泉都町7-11	083(925)0999
高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
高知	高知市堺町2-26	088(825)0318
福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043
熊本	熊本市幸島町8-23	096(324)8740
宮崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
沖縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

(2010年5月現在)

(2) そんがいほけん相談室

(社) 日本損害保険協会が全国11か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含めて損害保険全般について、ご説明、ご相談およびご意見の受付を行っています。

フリーダイヤル

0120-107-808

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。
受付時間：平日の9:00~18:00（土日・祝日はお休みとさせていただきます。）

また、上記のほか各都道府県の交通事故相談所、全日本交通安全協会の交通事故相談所等があります。

4 中立の第三者機関による示談斡旋制度

(1) 財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国154か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

示談の斡旋をしている主な相談所

相談所名	所在地	電話番号
本 部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
札 幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩 手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019(623)5005
仙 台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022(223)2383
山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023(635)3648
水 戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029(221)3501
栃 木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会館内	028(622)2008
前 橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027(234)9321
埼 玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会 法律相談センター内	048(710)5666
千 葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043(227)8530
東 京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横 浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045(211)7700
山 梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055(235)7202
新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025(222)5533
富 山	富山市長柄町3-4-1 弁護士会内	076(421)4811
福 井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 弁護士会内	0776(23)5255
岐 阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058(265)0020
静 岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054(252)0008
沼 津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055(931)1848
浜 松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053(455)3009
名 古 屋	[相 談] 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター [示談斡旋] 名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052(252)0044 052(221)7097
三 重	津市中央3-23 弁護士会内	059(228)2232
京 都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075(231)2378
大 阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06(6364)8289
神 戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 弁護士会分館内	078(341)1717
奈 良	奈良市中筋町22-1 弁護士会内	0742(26)3532
岡 山	岡山市北区南方1-8-29 弁護士会内	086(234)5888
広 島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
高 松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087(822)3693
愛 媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089(941)6279
高 知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088(822)4867
福 岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル5階	092(741)3208
北 九 州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐 賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952(24)3411
熊 本	熊本市水道町1番23号 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿 児 島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099(226)3765
那 覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室	098(835)4343

(2010年5月現在)

(2) 財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名 称	所在地	電話番号
東 京 本 部	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札 幌 支 部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙 台 支 部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名 古 屋 支 部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大 阪 支 部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広 島 支 部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082(249)5421
高 松 支 部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福 岡 支 部	福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金 沢 相 談 室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

(2010年5月現在)

5 地震保険の損害の認定基準について

「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

認定の基準(①②または③)			
損害の程度	①主要構造部* ¹ (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全 損* ²	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

* 1 地震保険という「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

* 2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法】

(1) 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、桢組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法：表1-1、桢組壁工法：表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

(2) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全 損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半 損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※ 区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取扱い

①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害割合が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

(表 1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方
			平家建	2階建	3階建	
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑥略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表 1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	①3%以下	2	$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥略	4～39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
		②～④略	5～35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑦略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
	屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～⑧略	2～9	
		⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表 2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度			損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全損
	傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②～⑦略	5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
Ⅲ	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
Ⅳ	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある。 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁はり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁はり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁はり

(表2-3)非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下
		②～⑤略
		⑥40cmを超える場合
	傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下
		②～⑤略
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合

(表2-4)非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、わずかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
Ⅱ	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
Ⅲ	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
Ⅳ	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。